

テクニカルショーヨコハマ2020

KIP共同出展ブース

(KIPベンチャー・イノベーションブース)

会場設営・装飾図面及びデザイン制作等

作成業務に係る公募

実施要領

2019年10月

1 件名:テクニカルショウヨコハマ2020 KIP共同出展ブース(KIPベンチャー・イノベーションブース)会場設営・装飾
図面及びデザイン制作等に係る随意契約(条件付き)

2 趣旨:今年度、第41回目の開催を迎えるテクニカルショウヨコハマは、公益財団法人神奈川産業振興センター(以下、KIPとする。)、一般社団法人横浜市工業会連合会(以下、市工連とする。)、神奈川県、横浜市と連携して、2020年2月5日(水)から7日(金)までの3日間、開催します。

この見本市は、県内外企業の先端的な工業製品やソフトウェアなど広く内外に示し、多岐にわたる新技術・新製品の展示・実演を通して企業製品のPR・販路の拡大・商取引の促進を図るとともに、地域産業の育成と振興に努めることを目的とするものです。

KIP共同出展ブース(KIPベンチャー・イノベーションブース)(以下、KIPブースとする。)は、神奈川県内のベンチャー及びイノベーション企業等の販路開拓を支援するブースです。

KIPブースを設営及び広報するにあたり、会場設営・装飾図面及びデザイン制作等を行う必要があります。

そこで、KIPブースをより魅力的なものとするため、その業務を委託する事業者を募集します。

3 参加資格:見積合わせ参加者は、見積書提出日(ただし、基準日を別に定める場合を除く。)において、次に掲げる資格を全て満たしていなければならない。

(1)神奈川県内に事業所を有する者。

(2)展示会、見本市、イベント等の会場設営・装飾図面及びデザインを請負った経験のある者。

(3)印刷物等のデザイン業務に従事している者。

ただし、以下の者については見積合わせに参加することができない。

(1)当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。

(2)2年以内に銀行取引停止処分を受けている者。

(3)6カ月以内に不渡手形又は不渡小切手を出している者。ただし、会社更生法又は民事再生法に基づく裁判所の更生(再生)手続の受けた者は除く。

(4)債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされている者。

(5)役員等(参加をしようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有すると認められる者を含む。)が神奈川県暴力団排除条例(以下この項目において「条例」という。)第2条第3号に規定する暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)である者。

(6)暴力団(条例第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団経営支配法人等(条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。以下同じ。)である者。

(7)役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している者。

(8)役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与する者。

(9)役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者。

(10)次のアからケまでのいずれかに該当する事実が過去2年間あった者。支配人そのた使用人として使用する者についても、また同様とする。

ア 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為

をした者。

イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者。

ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。

エ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者。

カ 事業税並びに消費税又は地方消費税を滞納している者。

キ KIPと締結した契約に関し、債務不履行等により、KIPと係争中の者。

ク KIPと締結した契約の履行内容により、第三者と係争中の者。

ケ 前のアからクまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者。

4 参加手続等

(1)見積合わせに参加するための事前の参加申請手続は要しない。

(2)3に掲げる参加資格の確認は、見積合わせ後に資格を確認する必要があると認める者について行う。

5 仕様書等の交付等

(1)仕様書等の交付

仕様書等の交付については、電子図渡しの方法により行う。KIPホームページよりダウンロードすること。

(2)仕様書に関する質問及び回答

ア 取扱日:土曜、日曜および祝祭日等事務局閉館日は事務の取り扱いは行いません。

イ 受付時間:事務手続きの受付時間は次のとおりです。

①午前9時から正午まで

②午後1時から午後5時まで

ウ 方法:質疑のある場合は、電話により行います。

5 業務の対象範囲:

KIPブースに関連する場設営・装飾図面及びデザイン制作等。

詳細は、仕様書をご覧ください。

6 見積書提出及び選定方法:

(1)提出期限:令和元年11月1日(金)正午

(2)見積書:別添見積書フォーマットによる。(別添項目を網羅する各社規定のフォーマットでの提出は可)

(3)選定方法:予算の範囲内で、かつ見積合せによる最低額見積業者に決定する。

(4)提出場所:公益財団法人神奈川産業振興センター 経営支援課

(横浜市中区尾上町5-80 神奈川中小企業センタービル5階)

7 支払条件:精算払。

8 保証金:免除。

9 連絡先:

公益財団法人神奈川産業振興センター 事業部経営支援課 事務局 担当:佐野

電話:045-633-5203 FAX:045-633-5018 e-mail:management@kipc.or.jp